

自然災害研究協議会北海道地区部会内規

平成 24 年 8 月 23 日幹事会承認

(趣旨)

第 1 条 この内規は、自然災害研究協議会北海道地区部会（以下〔部会〕という。）の組織及びその他必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 部会は、京都大学防災研究所自然災害研究協議会（以下「協議会」という。）規程第 3 条に基づき設置するものであり、自然災害研究に関する全国的な連絡ネットワークの北海道地区を担当し、第 5 条に規定の部会員相互の協力によって、自然災害事象の解明及び地域防災に基本的貢献を果たすことを目的とする。

(業務)

第 3 条 部会は、第 2 条の目的を達成するために、以下の業務を行う。

- (1) 北海道地区に発生または影響する自然災害事象についての資料収集・整理を図り北海道地区に在住する自然災害に係る研究者及び災害に関する又は災害に興味を持つその他の者の求めに応じて資料を提供する。
- (2) 協議会及び他地区部会との連絡ネットワークを構築し、突発災害発生時における調査班の結成を始めとし、情報交換及びその活用研究を遂行する。
- 2 前項を円滑に遂行するため、部会内に北海道地区自然災害資料センター（以下「資料センター」という。）を設置する。
- 3 資料センターについては、別に定める。

(運営経費)

第 4 条 部会の運営は京都大学防災研究所拠点研究経費の分担金による。

(部会員)

第 5 条 部会員は、自然災害を研究対象とする北海道地区所在の大学機関に所属する教員とする。

(協力員)

第 6 条 自然災害を研究する公的研究機関に所属する研究員若しくは同等の研究・調査経験者のうち北海道に在住している者で、第 10 条に規定する幹事会（以下第 8 条及び第 9 条において同じ。）の推薦を受けた者を協力員とすることができる。

(職員)

第7条 部会に部会長と幹事、その他必要な職員を置く。

(部会長)

第8条 部会長は、部会員のうちから幹事の互選による。

- 2 部会長の任期は2年とし、再任を妨げない。この場合において、継続して4年を超えることはできない。
- 3 在任期間中に部会長が欠員となった場合は、部会員の一人が幹事会の推薦により、部会長の全職務を代行することができる。この場合において、その代行任期は前任部会長の残任期間とする。
- 4 部会長は、北海道地区を代表して協議会に出席する。
- 5 部会長に事故があるときは、予め部会長が指名した部会員がその業務を代行する。

(幹事)

第9条 幹事は、部会員のうち幹事会の推薦により、部会長が若干名を任命する。

- 2 幹事の任期は、1年間を単位とする一定期間とし、再任は妨げない。
- 3 幹事に欠員が生じた場合は、第1項の手続きにより後任者を指名することができるが、その任期は前任者の残任期間とする。

(幹事会)

第10条 部会の重要事項を審議するため、部会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、部会長と幹事及び第3条第3項に規程の資料センター長で組織する。
- 3 部会長は幹事を招集し、原則として年2回(8月、12月)幹事会を開催するほか、必要に応じて、臨時に開催することができる。

(幹事会運営)

第11条 幹事会は、構成員の1/3以上の出席をもって成立する。

- 2 幹事会の議長は、部会長又は資料センター長が務める。
- 3 幹事会の議事は、出席幹事の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところに依る。

(総会)

第12条 総会は、全ての部会員をもって構成する。

- 2 総会は部会長の招集によって開催され、原則として年1回(3月)開催する。

(総会議決)

第 13 条 総会は、幹事の 1/3 以上の出席をもって成立する。

2 総会の議長は、部会長又は資料センター長が務める。

3 総会の議事は、出席部会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところに依る。

(行事)

第 14 条 年 1 回、地区フォーラムを開催する。

2 原則として、3 月の総会の開催時に部会退職者による講演会及び懇親会を開催する。

(雑則)

第 15 条 この内規に定めるものの他、必要な事項は幹事会の議を経て部会長が定める。

附則

(施行期日)

第 1 条 この内規は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。